

(職員番号)

(氏名)

1	2	4					
---	---	---	--	--	--	--	--

「重度障害者医療証」、「ひとり親家庭等医療証」など、国や自治体の医療費助成を受けている方(職員、被扶養者とも)は、各種医療証の写しの提出をお願いします。

職員共済組合被扶養者チェック票

共済組合の被扶養者(健康保険の扶養家族)の認定申請が必要かどうかを確認します。
問1～問4までの該当する項目にチェックしてください。

現在加入の健康保険であなたの被扶養者として認定を受けていて、
問1 令和6年4月1日時点で、引き続きあなたが扶養している(=あなたの収入で暮らしている)家族はいま
すか？

<input type="checkbox"/> 扶養している家族はいない。	ここにチェックされた方は、これで確認終了です。 このチェック票を期日までに提出してください。
<input type="checkbox"/> 扶養している妻または夫がいる。	問2に進んでください。
<input type="checkbox"/> 扶養している子がいる。	問3に進んでください。
<input type="checkbox"/> 扶養している父母がいる。	問4に進んでください。
<input type="checkbox"/> 扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫等がいる。	共済組合にお問い合わせください。

※3月31日までは他の者の被扶養者だが、4月1日から自分の被扶養者に変更する場合は、**採用前申請の対象外**です。配属後に所属の共済組合事務担当課を通じて4月30日までに申請してください。

問2 あなたが扶養している妻または夫には収入(※)がありますか？

※ ここでいう「収入」には、パート・アルバイト収入(非課税の交通費はのぞく)、事業収入、営業収入、不動産収入、株譲渡収入、株配当収入、個人年金、公的年金等のほか、雇用保険失業給付・遺族年金・障害年金等の非課税の収入も該当します。
また、事業収入・営業収入・不動産収入・株譲渡収入等は必要経費を控除した後の「所得」金額ではなく、必要経費等を控除する前の金額が「収入」となります。

<input type="checkbox"/> 妻または夫は無収入である。	必要書類をこのチェック票とともに提出してください。
<input type="checkbox"/> 妻または夫に収入がある。	
収入がある場合、妻または夫の向こう1年間(令和6年4月から令和7年3月まで)の収入は、	
<input type="checkbox"/> 130万円未満かつ月額108,334円未満である。(妻または夫が雇用保険受給中の場合は月額3,612円未満)	必要書類をこのチェック票とともに提出してください。
<input type="checkbox"/> 130万円以上または月額108,334円以上である。(妻または夫が雇用保険受給中の場合は月額3,612円以上)	あなたの妻または夫は、共済組合の「扶養家族(被扶養者)」としては認定できません。 他に扶養家族がない場合は、ここで確認終了です。このチェック票を提出してください。
<input type="checkbox"/> 妻または夫は個人事業主(自営業者)もしくは法人の役員である。	あなたの妻または夫は、原則として共済組合の「扶養家族(被扶養者)」としては認定できません。

問3 あなたが扶養している子について、あてはまるものすべてにチェックしてください。

	第一子	第二子	第三子	第四子	
①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	配偶者の健康保険に加入している、または、 配偶者が子の扶養手当に相当する手当(家族 手当等)を受けている。 → その子を横浜市職員共済組合 の「扶養家族(被扶養者)」と することはできません。
②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	中学生以下もしくは全日制の高校・大学・専門学校生である。
③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	無収入、もしくは、向こう1年間(令和6年4月から令和7年3月まで)の子の収入 (※問2でいう収入と同じ)が130万円未満かつ月額108,334円未満である。 → ①に該当せず、②・③にチェックのついた子については、共済組合の 扶養家族の申請ができます。 必要書類をこのチェック票とともに提出してください。
④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	向こう1年間(令和6年4月から令和7年3月まで)の子の収入(※問2でいう収入と 同じ)が130万円以上または月額108,334円以上である。 → 共済組合の「扶養家族(被扶養者)」としては認定できません。

問4 あなたが扶養している父母について、あてはまるものすべてにチェックしてください。

	父	母									
①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	75歳以上である。 → 後期高齢者医療制度の加入者のため、認定できません。								
②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	60歳未満である。 → 就労可能年齢にあたるため認定できません。あなたが扶養している事実があり、かつ、対象者の就労不能を証明できる場合に限り、配属後に所属の共済組合事務担当課を通じて4月30日までに申請してください。(採用前申請の対象外です。)								
③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	父母の生活費の半分以上をあなたが負担している。								
④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	向こう1年間(令和6年4月から令和7年3月まで)の対象者の収入(※問2でいう収入と同じ)が130万円未満かつ月額108,334円未満(※)である。 (※「年齢が60歳以上」、または「60歳未満だが障害年金を受給している」のいずれかに該当する方は「180万円未満かつ月額150,000円未満」と読み替えてください。)								
⑤	<input type="checkbox"/>		両親の収入の合算は右の基準未満である。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>両親収入合算基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父母ともに60歳未満</td> <td>収入合計260万円未満</td> </tr> <tr> <td>60歳未満の方と、60歳以上又は障害年金受給者</td> <td>収入合計310万円未満</td> </tr> <tr> <td>父母ともに、60歳以上又は障害年金受給者</td> <td>収入合計360万円未満</td> </tr> </tbody> </table>				対象者	両親収入合算基準	父母ともに60歳未満	収入合計260万円未満	60歳未満の方と、60歳以上又は障害年金受給者	収入合計310万円未満	父母ともに、60歳以上又は障害年金受給者	収入合計360万円未満
対象者	両親収入合算基準										
父母ともに60歳未満	収入合計260万円未満										
60歳未満の方と、60歳以上又は障害年金受給者	収入合計310万円未満										
父母ともに、60歳以上又は障害年金受給者	収入合計360万円未満										
⑥	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	あなたと同居している。(住民票でも同一世帯である。)								
⑦	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	あなたと別居している。 → 共済組合にお問い合わせください。 (配偶者の父母については、同一世帯ではない場合、認定できません。)								

③～⑤の全てに該当しない親は、共済組合の扶養家族(被扶養者)としては認定できません。

このチェック票は、基本的な点のみを確認したものです。提出された書類をあらためて職員共済組合で審査し、「扶養家族(被扶養者)」として認定した場合には該当する方の被扶養者証(保険証)を交付します。
配偶者・子・親以外の続柄の方や、学生以外の別居している家族については、職員共済組合へお問い合わせください。